別表３

|  |  |
| --- | --- |
|  | 対象となる手術（注） |
| １ | 皮膚、皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く) ①植皮術(25㎝未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む) (20倍) |
| ２ | 筋、腱、腱鞘の手術 ①筋、腱、腱鞘の観血手術 (10倍) |
| ３ | 四肢関節、靭帯の手術(抜釘術を除く) ①四肢関節観血手術、靭帯観血手術 (10倍) |
| ４ | 四肢骨の手術(抜釘術を除く) ①四肢骨観血手術 (10倍) ②骨移植術(四肢骨以外の骨を含む) (20倍) |
| ５ | 四肢切断、離断、再接合の手術 ①手指、足指を含む四肢切断術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの) (20倍) ②手指、足指を含む切断四肢再接合術(骨、関節の離断に伴うもの) (20倍) |
| ６ | 手足の手術 ①指移植手術 (40倍) |
| ７ | 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術 (10倍) |
| ８ | 脊柱、骨盤の手術(頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む) ①脊柱・骨盤観血手術 (20倍) |
| ９ | 頭蓋、脳の手術 ①頭蓋骨観血手術(鼻骨、鼻中隔を除く) (20倍) ②頭蓋内観血手術(穿頭術を含む) (40倍) |
| 10 | 脊髄、神経の手術 ①神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術) (20倍) ②脊髄硬膜内外観血手術 (40倍) |
| 11 | 涙嚢、涙管の手術 ①涙嚢摘出術 (10倍) ②涙嚢鼻腔吻合術 (10倍) ③涙小管形成術 (10倍) |
| 12 | 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術 ①眼瞼下垂症手術 (10倍) ②結膜嚢形成術 (10倍) ③眼窩ブローアウト(吹抜け)骨折手術 (20倍) ④眼窩骨折観血手術 (20倍) ⑤眼窩内異物除去術 (10倍) |
| 13 | 眼球・眼筋の手術 ①眼球内異物摘出術 (20倍) ②レーザー・冷凍凝固による眼球手術 (10倍) ③眼球摘出術 (40倍) ④眼球摘除及び組織又は義眼台充填術 (40倍) ⑤眼筋移植術 (20倍) |
| 14 | 角膜・強膜の手術 ①角膜移植術 (20倍) ②強角膜瘻孔閉鎖術 (10倍) ③強膜移植術 (20倍) |
| 15 | ぶどう膜、眼房の手術 ①観血的前房・虹彩異物除去術 (10倍) ②虹彩癒着剥離術 (10倍) ③緑内障観血手術(レーザーによる虹彩切除術は13．②に該当する) (20倍) |
| 16 | 網膜の手術 ①網膜剥離症手術 (20倍) ②網膜光凝固術 (20倍) ③網膜冷凍凝固術 (20倍) |
| 17 | 水晶体・硝子体の手術 ①白内障・水晶体観血手術 (20倍) ②硝子体観血手術 (20倍) ③硝子体異物除去術 (20倍) |
| 18 | 外耳、中耳、内耳の手術 ①観血的鼓膜・鼓室形成術 (20倍) ②乳突洞解放術、乳突切開術 (10倍) ③中耳根本手術 (20倍) ④内耳観血手術 (20倍) |
| 19 | 鼻・副鼻腔の手術 ①鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く) (10倍) ②副鼻腔観血手術 (20倍) |
| 20 | 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 ①気管異物除去術(開胸術によるもの) (40倍) ②喉頭形成術、気管形成術 (40倍) |
| 21 | 内分泌器の手術 ①甲状腺、副甲状腺の手術 (20倍) |
| 22 | 顔面骨、顎関節の手術 ①頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものは除く) (20倍) |
| 23 | 胸部、食道、横隔膜の手術 ①胸郭形成術 (20倍) ②開胸術を伴う胸部手術、食道手術、横隔膜手術 (40倍) ③胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう) (10倍) |
| 24 | 心、脈管の手術 ①観血的血管形成術(血液透析用シャント形成術を除く) (20倍) ②大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸または開腹術を伴うもの) (40倍) ③開心術 (40倍) ④その他開胸術を伴うもの (40倍) |
| 25 | 腹部の手術 ①開腹術を伴うもの (40倍) |
| 26 | 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術 ①腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く) (40倍) ②尿道狭窄観血手術 (経尿道的操作は除く) (20倍) ③尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く) (20倍) ④陰茎切断術 (40倍) ⑤睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 (20倍) ⑥卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術(人工妊娠中絶術、経膣操作を除く) (20倍) ⑦膣腸瘻閉鎖術 (20倍) ⑧造膣術 (20倍) ⑨膣壁形成術 (20倍) ⑩副腎摘出術 (40倍) ⑪その他開腹術を伴うもの (40倍) |
| 27 | 上記以外の手術 ①上記以外の開頭術 (40倍) ②上記以外の開胸術 (40倍) ③上記以外の開腹術 (40倍) ④上記以外の開心術 (40倍) ⑤ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査、処置は除く) (10倍) |

（注）上表の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部又は必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。